

第 1 回会議で出された課題の整理と解決に向けた方策について（案）

1. 学校と放課後等デイサービス事業所との連携の課題と今後の対応策

□課題

- ・ 放課後等デイサービスの制度について、小・中学校の教職員の理解が深まっておらず、学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時における児童生徒の引継ぎに際して、学校の協力が得られにくいことがある。
- ・ 学校と放課後等デイサービス事業所の担当者や連絡先が共有されておらず、例えば、児童生徒の体調不良時などの緊急時に、放課後等デイサービス事業所との連絡がとれないことがある。
また、学校と放課後等デイサービス事業所の間で情報を共有しようとしても、そのための時間の確保が難しい。
- ・ 保護者が相談支援事業所や放課後等デイサービス事業所のサービス内容や利用方法が分からず、子どもに合う事業所を見つけるのに苦労することがある。

□ヒアリング実施自治体における課題解決に向けた取組と成果

（取組）

- 教育委員会が学校に対して放課後等デイサービスの制度について、校長会等を通じ周知を行った。その際、放課後等デイサービス事業所との間で、以下のような具体的な連携方法を示すことで、学校や児童生徒の状況に応じた連携が可能になった。
 - ・ 学校ごとに保護者や放課後等デイサービス事業所との関係を構築するための窓口となる担当者を決定すること。
 - ・ 予めどのような支援情報を引継ぎ・共有するのか記載する「連携シート」を作成すること。
 - ・ 学校で既に実施している「ケース会議」に放課後等デイサービス事業所を加えること。



（成果）

- ・ 互いの担当者や連絡先が明確になり、連携がとりやすくなった。
- ・ 下校時間や学校行事、代休などの連絡がスムーズになった。
- ・ 学校と放課後等デイサービス事業所の双方の支援計画を参考に、同じ方向性を持って支援目標を立てることができるようになった。

□今後の具体的な対応策（案）

文部科学省、厚生労働省は、各自治体の教育委員会及び福祉部局に対し、以下の①～④について働きかけを行うとともに、⑤～⑥について実施する。

- ① 各自治体において、教育委員会と福祉部局が連携し、学校と放課後等デイサービス事業所との関係を構築するための「連絡会議」などの機会を定期的に設けるよう主導すること。
その際、既存の特別支援教育連絡協議会や（自立支援）協議会の前後に開催する等、学校や放課後等デイサービス事業所の負担にならないよう工夫すること。
- ②各自治体は、教育委員会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービス等の障害児にかかる福祉の制度について、学校の教職員に周知を図ること。周知の際は、既存の定期的実施している「校長会」や「教職員の研修会」等を活用し、福祉部局や事業所から説明をする機会を確保すること。
- ③ 各自治体の福祉部局は、保護者が子どもに合う放課後等デイサービス事業所を探ることができるよう、放課後等デイサービス事業所ごとの具体的なサービス内容を今まで以上に把握・整理し、その内容について、教育委員会と保護者に十分に周知すること。
- ④ 学校や放課後等デイサービス事業所は、それぞれ窓口となる担当者を決定し、日々、どのような情報を引き継ぐのか予め保護者を含めて共有しておくこと。
- ⑤ 国は、学校と放課後等デイサービス事業所間の連携の方法について、日々の引継ぎの方法、引継ぎの実践例、緊急時の対応、個人情報の引継ぎ方法等具体的な連携の方策について、国で実施しているモデル事業の実践例を周知し、家庭・事業所・学校が情報共有できる仕組みを示すこと。
- ⑥ 国は、部局間の垣根を取り払うため、全国の自治体の教育委員会と福祉部局の担当者を集めた全国会議を開催し、教育委員会と福祉部局がうまく連携している好事例の共有等を図ること。

2. 保護者支援に向けた課題と今後の対応策

□課題

- ・ 乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの子育ての段階で必要となる相談窓口が分散化されており、保護者にとってどのような相談機関がどこにあるのか分かりにくいため、必要な支援を十分に受けられないことがある。
- ・ 各自治体において学校と放課後等デイサービス事業所の管轄部署が異なるため、子どもに必要な支援情報が双方の現場で共有されにくいことがある。
- ・ 発達障害などの障害のある子どもに対しては、小学校入学前から障害に気づき、必要な支援を開始することが有効であるが、保護者が必要な情報を得られず、支援の開始が遅くなってしまうことがある。

□ヒアリング実施自治体における課題解決に向けた取組と成果

(取組)

- ・ 教育委員会の中に子育て支援の組織を設置することで、保護者からの窓口を一元化してワンストップ窓口とする行政組織の一元化を行った。
- ・ 乳幼児から就労に至るまで切れ目なく総合的に必要な支援を行うため、自治体が、その情報を一元化し、関係機関が連携して個に応じた支援を継続的に行えるようにした。
具体的には、様々な支援に関する計画を保護者が管理できるよう、各計画をまとめて保有できる「サポートファイル」を作成するとともに、関係機関が個人情報管理に留意しながら情報を共有するルールを設定した。
また、関係機関が年に1回集まる「代表者会議」を開催し意見交換を行うようにした。
- ・ 継続的に子どもの育ちを応援することや、早期から障害に気づき、支援を可能とするため、保護者に対し、「子育てガイドブック」を配付し、各種教育相談、福祉サービスの周知をするほか、自治体、保護者・保育所、幼稚園、小・中学校・関係機関などが連携し、気づき、相談、支援の3つを総合的に実施している。



(成果)

- ・ 子どもに関する業務を一つの部署に集約したことにより、妊娠・出産期から乳幼児期、学童期、青年期の各ライフステージに渡り、一元的な支援が可能となった。

- ・ 情報を一元化し、その情報の利用の方法をルール化することで、個人情報に留意した上で情報の共有が可能となり、関係機関との連携がより一層深まった。

□今後の具体的な対応策（案）

文部科学省、厚生労働省は、各自治体の教育委員会及び福祉部局に対し、以下の①～③について働きかけを行うとともに、④について実施する。

- ① 各自治体は、教育委員会と福祉部局の連携を推進し、障害により、特別な支援が必要な子どもやその保護者がどこに相談をすればよいのかといった相談窓口を探す必要がないよう、教育委員会や福祉部局等の自治体の関係部局、教育センターや保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理すること。

あわせて、各自治体は、子どもやその保護者がどのような教育・福祉サービス等が受けられるのかを整理し、その周知を図ること。

- ② 各自治体は、保護者がサービスの内容や相談窓口を一目で分かるよう、保護者向けハンドブックを作成すること。

上記ハンドブックには、相談機関の概要と連絡先等を掲載するなど、より保護者が使いやすい内容を盛り込むこと。

- ③ 各自治体は、子どもに対し、乳幼児期から就労にいたるまで、切れ目なく総合的に必要な支援を行うため、様々な関係部局や関係機関が作成する個別の支援計画を個人情報の管理に留意しながら共有するための方策を検討すること。

（例えば、保護者が様々な計画をまとめて保管できるファイルを自治体として作成することや、関係部局、関係部署で定期的に情報の共有について検討する場を設けることなど）

- ④ 国は、乳幼児期から就労にわたる切れ目ない支援がなされるよう、教育・福祉等の関係部局や関係機関が連携し、支援に係る情報を適切に引き継いでいく仕組みを構築する自治体を支援すること。

また、各自治体が保護者向けハンドブックを作成するに当たって参考となるよう、記載すべき事項などを分かりやすく示した作成要領を示すこと。